平成２２年（フ）第２０４号
千葉県東金市田間347番地４
破産者　三原　幸子（旧姓大日向）
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５０４号
神奈川県大和市桜森２丁目９番４号　相模荘７号
破産者　今岡　　淳
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２００号
神奈川県鎌倉市材木座５丁目９番35号
破産者　中島　雅昭
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７６号
神奈川県大和市上草柳１丁目７番９号
破産者　武藤　謙二
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４号
長野県中野市大字江部1379番地　88―101号
破産者　小池　雪信
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
長野県茅野市金沢5578番地７
破産者　熊﨑　和子
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６０７号
愛知県豊田市摺町乱橋21番地
破産者　青山　　靖
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
愛知県豊橋市牟呂公文町10番地の15　201
破産者　小澤公美子
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２０６５号
大阪府枚方市香里ヶ丘８丁目31番地の11
破産者　稲田　善寛
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
和歌山県田辺市鮎川1463番地の１　鮎川津呂３団地13号棟１号室
破産者　宮本　善夫
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第８８号
和歌山県田辺市明洋３丁目22番15号
破産者　小西　洋子
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５７号
宮崎県串間市大字市木2014番地１、住民票上の住所宮崎県宮崎市田野町甲8639番地10
破産者　右松　博文
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
千葉県木更津市清川２丁目20番17号　ネイブルタウンＢ201
破産者　山口　幸雄
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６０号
千葉県木更津市祇園２丁目26番31号
破産者　宇井　隆一
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２５３５号
北海道江別市朝日町41番地の８
破産者　横河　隆司
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２９号
宮城県名取市増田１丁目12番５―202号第４柳田ハイツ、開始決定時の住所山形県酒田市北俣字岡谷地96番地
破産者　佐藤　栄一
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第８３号
福島県白河市明戸127番地４
破産者　東栄浅川縫製こと　本宮　　誠
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１２４６号
さいたま市南区内谷５丁目15番16号　清光荘202
破産者　田口　　誠
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４３号
埼玉県さいたま市桜区田島５丁目４番37号　桜草レジデンス102号
破産者　辻　　勝之
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係